

大津中学校区

【合同点検を実施】

【大津町立大津小学校】

路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	合同点検時の意見等
1 町道引水前鶴線	生涯学習センター第二駐車場と線路の間の道路	道幅が狭く、スピードを出す車もあり、児童と離合する場合に接触の危険。登下校の際に車両通行の規制を要望。	数年先になるが、町にて歩道整備の計画中。(建設課) 交通規制については上記整備後に必要か判断することとする。(大津警察署)	大津警察署 大津町 建設課	交通規制は駐車場運用も検討が必要。歩道整備計画の状況をみて判断する。 町にて歩道整備計画中。
2 町道引水村西線	西鶴団地前道路カーブ	登校班の集合場所の団地駐車場から出る際に、車がスピードを出しておりカーブが死角になり危険。	町住宅係としてミラー設置は可能だが、団地組長を通して予算計上する必要あり。PTAより団地へ相談することとする。	大津町	町住宅係と協議し児童の安全確保のためのミラー設置を検討。 上記が不可だった場合、外側線の引き直しを検討
3 町道森中鶴線	矢護川大津線202号から引水地区に入る道路	複数の班が集まり、多い時には40人の児童が同時に通る。道幅が狭く、離合時は、とても危険。	新規に規制をかけることは難しいため、通学路ルートの再検討を行う。(大津小学校)	大津警察署 学校	新規に規制をかけることは難しいため、通学路ルート再検討
4 町道吹田団地中央1号線	吹田団地第一バス停 バス通り 三叉路	見通しが悪く、道路の横断が危険。	歩道の設置については車から目視が難しいため、停止線の位置を修正し対応する。(大津警察署)	大津警察署	停止線位置修正。歩道検討。

【大津町立大津南小学校】

路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	合同点検時の意見等
1 県道瀬田熊本線	西本商事(大津町岩坂375-1)西側の道と県道瀬田熊本線が交わるT字路	通学路になっており子どもが通っているが、横断歩道がなく危険。交通量が多い。横断歩道の設置要望。	11月に2回7:00~8:30現場を確認するも、歩行者の通行がなく、横断の実態がないことから、横断歩道の新設については今は見送ることとする。 今後、交通事情が変化した場合は、再度検討する。(大津警察署)	大津警察署 熊本県	横断歩道の設置及び標識の更新を検討(大津警察) 横断歩道と併せて歩道検討(県)
2 県道岩坂陣内線	中島公民館前バス停(産交バス)の交差点	通学路になっているが、スピードを出す車が多く、交通量も増加している。速度制限規制もしくは交通規制の実施要望。	令和8年度の早い時期に最高速度40の標識を増設予定。(大津警察署)	大津警察署 熊本県 大津町	速度規制あり40km規制標識等の増設を検討(大津警察) 交差点としては、現状以上の対策を講じることは難しい(県) 通学路注意看板の配布は可能(防災交通課)
3 県道瀬田童田線	鮮度市場～ネットワーク大津を通る農道と、熊本県道207号瀬田童田線が交わるT字路交差点	子どもの通学路になっているが交通量が多く、保護者が定期的に立っている。信号機の設置要望。	令和8年度の早い時期に一時停止、横断歩道標識立替予定。 「止まれ」文字の塗り直し。(大津警察署)	大津警察署 学校	信号設置のデメリット 通過速度UP、信号無視など説明(大津警察) 交通安全指導の啓発(学校)
4 県道岩坂陣内線	熊本県道211号岩坂陣内線・陣内交差点を南下し、大津町浄化センターに右折するT字路	子どもの通学路になっているが、緩やかなカーブになっており、スピードを出す車が多い。押しボタン式信号の設置要望。	令和8年度の早い時期に最高速度40の標識を増設予定。(大津警察署)	大津警察署	信号設置のデメリット 標識等の増設を検討(大津警察)
5 町道南小学校線と井手下線	大津南小学校・陣内幼稚園の南側を通る町道を東に進み、下り坂となっているT字路。	子どもが多く通る通学路であるが、車も多く停止線もないため危険。スピードを出す車も多い。通学路の周知、停止線の塗り直し、カラー化の要望。	見通しが悪く、通学児童も多いことから、一時停止規制を今年度実施予定。(大津警察署) カーブミラーの調整、更新対応予定。(防災交通課)	大津警察署 大津町 防災交通課	交通量の調査確認を行う(大津警察) 停止線の引き直し、カーブミラー更新を検討。カラー舗装は不要(防災交通課)
6 町道町区中通線	窪田日吉神社から東に進み窪田阿蘇神社までの道	町区・下町区の子どもたちの通学路となっているが、ナビで出てくる抜け道になっている。幅員も狭いため危険。交通規制の要望。	昨年付近を調査したが、通り抜けする車はなく、通行する車両は、区間内住民と思われるため規制は見送る。(大津警察署)	大津警察署	新規に交通規制をかける場合は地域の同意が必要。通行許可は3年更新となり地域の負担増。 また令和6年交通量調査時には窪田日吉神社から区中通線の通行は見られなかった。